

名古屋市定住促進住宅等の入居促進業務に係る  
登録事業者の募集について<募集要項>  
(名古屋市定住促進住宅等に係る入居促進業務委託)

申込受付期間：令和3年11月8日 ～ 随時受付

申込方法：受付場所へ持参

申込受付時間：午前9時 ～ 正午、午後1時～午後5時

申込受付場所：〒451-0061

名古屋市西区浄心一丁目1番6号

(シティ・ファミリー浄心3階)

名古屋市住宅供給公社 管理部管理課 募集係

電話052-523-3875

※来社頂く前に、申込受付場所にご連絡頂きますようお願いいたします。

ご連絡頂いた際に来社日時等、日程を調整させていただきます。

名古屋市住宅供給公社

## 1 業務の目的

名古屋市定住促進住宅及びその他の住宅（以下「定住促進住宅等」という。）は、中堅所得者の市内定住の促進及びその役割に準ずるため、名古屋市が国の補助を受けて建設した賃貸住宅です。

本業務は定住促進住宅等への入居希望者さまを、募集業務を行う名古屋市住宅供給公社（以下「公社」という。）に取り次いでいただく業務です。当公社では、定住促進住宅等の入居促進を図るため、本業務を実施する不動産あっせん業者（以下受注者という。）を募集することといたしました。

## 2 業務名称

名古屋市定住促進住宅等に係る入居促進業務委託

## 3 業務内容

定住促進住宅等の空住戸について、入居希望者さまの公社への紹介及び入居希望者さまに対する広告宣伝を行うもの

## 4 対象物件

定住促進住宅 39 団地 1,832 戸（別紙 1－1 のとおり）

その他の住宅 1 団地 4 戸（別紙 1－2 のとおり）

## 5 業務受注資格

下記の（１）～（４）の項目をすべて満たし、契約書、業務仕様書等により規定する業務内容の遂行が可能な事業者を受注者として募集します。（募集する受注者の定数はありません）

なお、契約書、業務仕様書等の業務内容を規定する図書は公社の窓口において配布しておりますのでお問合せください。

（１）次に掲げる業界団体のいずれかに加盟されていること

- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（各都道府県の宅地建物取引業協会）
- ・公益社団法人全日本不動産協会
- ・一般社団法人不動産協会
- ・一般社団法人全国住宅産業協会
- ・一般社団法人不動産流通経営協会

（２）宅地建物取引業の免許登録後 1 年以上を経過していること

（３）自らの名称（自らと同一視できる名称を含む）を掲げて運営するインターネット検索サイトを有し、当該サイトを活用し物件の紹介が可能であること

（４）その他必要な参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（※）
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（※）

※ ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、名古屋市が認定した者については②又は③には該当しません。

④ 次の税を滞納している者でないこと。（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

ア 市町村民税

イ 固定資産税

ウ 消費税及び地方消費税

⑤ 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められる者。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者。

## 6 業務開始までの流れ

### （１）業務内容を規定する図書の入手

公社窓口において契約書、業務仕様書等の業務内容・支払金額を規定する図書をお渡しします。業務内容を適切に実施することが可能かご確認いただきますようお願いいたします。

### （２）登録の申込み

登録事業者に申込を希望される場合は登録事業者申込書（別紙 2）に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添付しお申込みください。なお、提出された書類の内容や業務の実施体制等について、公社から確認をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

#### ① 印鑑登録証明書（１部）

- ② 履歴事項全部証明書（1部）
- ③ 上記5（1）に掲げる業界団体に加盟していることを証するもの（写し1部）
- ④ 上記5（2）に掲げる宅地建物取引業の免許登録を証するもの（写し1部）
- ⑤ 上記5（3）に掲げる自社が掲げる名称にて運営するインターネット検索サイトのアドレス及び表示内容が分かるもの（1部）
- ⑥ 上記5（4）④ア～ウの納付を証明する納税証明書（1部）

（1）、（2）を行うにあたり、下記の受付場所に来社される際は事前にご連絡頂き、日程調整の上、来社頂きますようお願いいたします。

#### <申込の受付期間・場所等>

- ①受付期間：令和3年11月8日（月）～ 随時受付
- ②受付時間：午前9時～ 正午、午後1時～ 午後5時
- ③受付場所：〒451-0061  
名古屋市西区浄心一丁目1番6号（シティ・ファミリー浄心3階）  
名古屋市住宅供給公社 管理部管理課募集係  
TEL：052（523）3875

#### （4）登録者の決定

登録事業者に申込みされた方の資格審査等を行い、「登録者」として決定します。

- ①申込された方の資格要件を審査します
- ②審査結果の合否を文書で通知します。（通知には一定の期間を要す場合があります。）

※合否に関する電話等によるお問い合わせには、お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

#### （5）契約の締結及び業務の開始

「登録者」として決定された場合、次の通り契約します。

- ①契約内容は窓口にてお渡しする契約書・業務仕様書等の通りです。
- ②契約期間は契約日から令和4年3月31日とし、最長4年まで更新できます。（最終期限は令和8年3月31日）※令和3年度契約は、年数に計上しません。
- ③別途、契約手続きのご案内をします。（ご案内に一定の期間を要す場合があります。）

契約締結後、契約書、業務仕様書等の業務内容を規定する図書に基づき業務を開始してください。

なお、契約は原則として宅地建物取引業者の免許証番号単位で行います。このため、例えば直営店とフランチャイズ店とを有し、直営店とフランチャイズ店とで免許証番号が異なる場合は個別に契約を行うことを基本といたしますのでご了解ください。契約単位や添付書類の取扱いについて詳しくは公社までお問合せください。

## 7 契約の解除

登録事業者契約に掲げるもののほか、次に該当する場合には契約を解除します。

- ①申込内容に虚偽が判明したとき
- ②倒産等経営不振により業務の履行が不可能となったとき

## 8 その他

- ①提出された書類は、いかなる場合においても返却しません。
- ②申込みにあたりお預かりした情報は、登録事業者の業務以外の目的には使用しません。
- ③法令等の改正に伴い、契約期間中であっても契約内容の変更が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 本業務に関するお問合せ

〒451-0061

名古屋市西区浄心一丁目1番6号 シティ・ファミリー浄心3階

名古屋市住宅供給公社 管理部 管理課 募集係

電話 052-523-3875 FAX 052-523-3863

営業時間 午前8時45分～午後5時15分（毎週木曜日は、午後7時まで営業）

休業日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）

## 《定住促進住宅一覧》

区	住宅名	所在地
千種	シティファミリー霞ヶ丘	千種区霞ヶ丘 2 丁目 6 番 10 号・11 号
北	喜惣治荘	北区喜惣治二丁目 200 番地
	シティファミリー上飯田	北区上飯田東町 5 丁目 42 番地
西	稲生荘	西区稲生町字杵先 2200 番地の 140
	比良荘	西区清里町 69 番地の 90
	貝田荘	西区貝田町 1 丁目 86 番地
	シティファミリー名塚	西区名塚町 2 丁目 37 番地
	シティファミリー中小田井	西区中小田井二丁目 99 番地
中村	シティファミリー向島	中村区向島町 5 丁目 28 番地の 8
中	正木荘	中区正木三丁目 4 番 33 号
	シティファミリー丸の内	中区丸の内三丁目 10 番 27 号
	シティファミリー栄	中区栄一丁目 30 番 35 号
昭和	シティファミリー御器所	昭和区御器所通 3 丁目 14 番地
	シティファミリー杵中	昭和区隼人町 2 番地の 1
中川	春田荘	中川区春田町二丁目 32 番地
	打出荘	中川区打出町一丁目 68 番地
	丸米荘	中川区丸米町 2 丁目 129 番地
	たかはた荘	中川区上高畑二丁目 180 番地
	シティファミリー上流	中川区上流町 1 丁目 35 番地の 1
	清船荘	中川区清船町 1 丁目 1 番地の 12
	シティファミリー江松	中川区江松二丁目 233 番地
	シティファミリー吉良	中川区吉良町 10 番地の 8
シティファミリー宮田	中川区新家一丁目 704 番地	
港	港北南荘	港区港北町 2 丁目 34 番地
	シティファミリー稲永	港区野跡五丁目 2 番 1 号
	シティファミリー鴨浦	港区野跡二丁目 5 番 4 号
	シティファミリー東稲永	港区稲永三丁目 2 番 11 号
	シティファミリーみなと	港区野跡四丁目 6 番 20 号
南	鶴田荘	南区鶴田二丁目 2 番
守山	シティファミリー小幡北山	守山区緑ヶ丘 110 番地
	シティファミリー小幡駅前	守山区小幡南一丁目 24 番 17 号
	シティファミリー小幡宮ノ腰	守山区小幡宮ノ腰 1 番 3 号・13 号
	エコビレッジ志段味	守山区大字吉根字日の後 603 番地
緑	シティファミリー小坂	緑区小坂一丁目 901 番地
	シティファミリー鳴海小森	緑区鳴海町字小森 48 番地の 1
名東	天神下荘	名東区天神下 139 番地・147 番地
	シティファミリー上社	名東区上社一丁目 802 番地
天白	一つ山荘	天白区一つ山 1 丁目 65 番地 ・3 丁目 24 番地
	西入荘	天白区西入町 241 番地

## 《その他の住宅一覧》

区	住宅名	所在地
天白	市営高坂荘 (5棟105号、7棟107号、9棟101号、11棟103号に限る。)	天白区高坂町11番地、92番地、93番地

年 月 日

## 業務受注申込書

下記のとおり業務の受注を申し込みます。

## 記

業務名	名古屋市定住促進住宅等に係る入居促進業務委託
事業者名	株式会社〇〇〇〇
代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
事業所の所在	〇〇市〇〇区〇〇 (TEL〇〇〇-〇〇〇〇)
免許証番号	〇〇〇〇
加盟業界団体	〇〇〇〇
業務代理人	氏名(部署名等) 住所(連絡先)
	〇〇 〇〇 (〇〇店〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇 (TEL〇〇〇-〇〇〇〇)
主任技術者	氏名(部署名等) 住所(連絡先)
	〇〇 〇〇 (〇〇店〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇 (TEL〇〇〇-〇〇〇〇)
本申込の担当者	〇〇 〇〇 (〇〇店〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇 (TEL〇〇〇-〇〇〇〇)
添付書類	別紙のとおり

※ 業務代理人は代表者に代わって業務の運営及び取締り等を行う方になりますので、原則として1名を、主任技術者は必要な人員分(例えば複数の店舗にて本業務を行う場合は店舗ごとなど)を記入ください。